

令和6年度佐賀県立高等学校入学者選抜における  
入学者選抜手数料の減免に関する取扱要領

佐賀県教育委員会事務局  
学校教育課

1 趣旨

この要領は、佐賀県立学校授業料等徴収条例(昭和23年4月2日条例第17号)第3条第3項の規定により、令和6年能登半島地震等により被災した生徒に係る佐賀県立高等学校入学者選抜における入学者選抜手数料を減免することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 減免の対象者

減免の対象者は、令和6年能登半島地震等のため、保護者等の家屋、家財等の資産について、全壊又は大規模半壊の被害を受けた者で、選抜手数料の納付が困難であると認められる者とする。

3 減免の手続き

- (1) 入学者選抜手数料の減免を受けようとする者は、入学者選抜手数料免除申請書(様式1)を、佐賀県教育委員会教育長に提出すること。
- (2) 申請書には、市町村が発行する罹災証明書(写し可)を添付すること。

4 減免の額

原則として、全額免除する。

5 減免の決定及び通知

教育長は、前記の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、入学者選抜手数料の減免を決定し、その旨を、減免申請者に通知する。

6 出願

減免の決定通知を受けた者は、願書等の出願書類に入学者選抜手数料に代えて減免の決定通知を添えて出願する。

7 出願の受理

減免の決定通知を受けた者からの出願を受理した高等学校長は、受検票の交付に際し、受検票にある選抜手数料領収印の欄に「免除」と朱書する。

附 則

この要領は、令和6年1月10日から、これを施行する。